十　中小企業対策に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第十四号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。
十一　病院事業の機能分化・連携強化等の実施に伴い不要となる病棟等施設の除却等に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第十七号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
十二　明日香村整備計画に基づく事業の実施に要する経費があること。	明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成十二年法律第三十号）による改正後の明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（昭和五十五年法律第六十号）第四条第二項の規定により作成される明日香村整備計画に基づき明日香村が実施する事業のうち、同法第五条の規定により国の負担又は補助の割合の特例の対象となる事業に要する経費の財源に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の額に〇・六を乗じて得た額（普通交付税の算定の基礎とされるべき額を除く。）
十三　浄化槽設置整備事業に要する経費があること。	次の各号によつて算定した額の合算額とする。 一　市町村が国から補助金又は交付金の交付を受けて実施する浄化槽設置整備事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額 二　市町村が国から補助金又は交付金の交付を受けずに単独事業として実施する浄化槽設置整備事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に三分の二を乗じて得た額に〇・八を乗じて得た額
十四　座礁外国船舶の油防除に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第二十一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と、「〇・五」とあるのは「〇・八」と読み替えるものとする。

十　中小企業対策に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第十四号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。
十一　病院事業の機能分化・連携強化等の実施に伴い不要となる病棟等施設の除却等に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第十七号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
十二　明日香村整備計画に基づく事業の実施に要する経費があること。	明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成十二年法律第三十号）による改正後の明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（昭和五十五年法律第六十号）第四条第二項の規定により作成される明日香村整備計画に基づき明日香村が実施する事業のうち、同法第五条の規定により国の負担又は補助の割合の特例の対象となる事業に要する経費の財源に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の額に〇・六を乗じて得た額（普通交付税の算定の基礎とされるべき額を除く。）
十三　浄化槽設置整備事業に要する経費があること。	次の各号によつて算定した額の合算額とする。 一　市町村が国から補助金又は交付金の交付を受けて実施する浄化槽設置整備事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額 二　市町村が国から補助金又は交付金の交付を受けずに単独事業として実施する浄化槽設置整備事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に三分の二を乗じて得た額に〇・八を乗じて得た額
十四　座礁外国船舶の油防除に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第二十一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と、「〇・五」とあるのは「〇・八」と読み替えるものとする。